

資料室

[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [組合組織（公務員）](#) | [公務員賃金決定の原則](#)[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)[🔍 キーワード検索はこちら](#)

公務員賃金決定の原則

公務員賃金の決定原則

I 国家公務員の賃金決定の基本原則

国家公務員の給与は、国家公務員法に定める以下の基本原則に基づき、一般職給与法、人事院規則等において、詳細な制度が定められています。

1. 情勢適応の原則

(1) 国家公務員の給与は、社会一般の情勢に適應するように随時変更。人事院は、その変更について勧告する義務を負っています。

(2) 国家公務員の給与水準は、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本としています。

2. 職務給の原則

国家公務員の給与は、職務と責任に応じなければなりません。具体的には、一般職給与法において、職務は、複雑、困難及び責任の度に基づいて、俸給表の職務の級に分類されます。

※ 若手職員の管理職への抜擢（飛び級）や民間からの課長（9級又は10級）等への採用も可能です。

3. 成績主義の原則

国家公務員の任用、給与その他の人事管理は、人事評価に基づいて適切に行わなければなりません。

II 地方公務員の賃金決定の基本原則

職員の給与は、地方公務員法に定められている次の4つの基本原則に従って決定されています。人事委員会が職員の給与改定を勧告するにあたって、これらの基本原則に従っています。

1. 情勢適応の原則

地方公共団体は、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適應するように適当な措置を講じなければならないとされています。

また、人事委員会は、その講ずべき措置について、地方公共団体の議会又は長に勧告することができます。（地方公務員法第14条）

2. 均衡の原則

職員の給与は、次の5点を考慮して定めなければならないとされています。（地方公務員法第24条第3項）

(1) 地方公共団体の財政状況 (2) 民間企業従業員の給与 (3) 国家公務員の給与 (4) 他の地方公共団体の職員の給与 (5) 民間企業従業

(1) 生計費(生活を維持するための費用)、(2) 国家公務員の給与、(3) 他の地方公共団体の職員の給与、(4) 民間正業従業員
の給与、(5) その他の事情

3. 職務給の原則

職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならないとされています。(地方公務員法第24条第1項)

4. 条例主義の原則

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、県民の代表である議会が制定する条例で決定されます。この条例に基づか
ない限り職員に給与を支給することはできません。(地方公務員法第24条第6項)

○出典:「国家公務員の給与制度」(2008年(平成20年)12月、人事院資料)
「給与決定の原則」(静岡県人事委員会事務局ホームページ)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.